

大和市告示第108号

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月26日

大和市長 大 木 哲

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施する児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）をいう。
- (2) 児童扶養手当 法に基づく児童扶養手当をいう。
- (3) 給付金 この要綱の規定により支給する臨時特別給付金をいう。
- (4) 監護等児童 法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。
- (5) 基準日 令和2年5月31日をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（第5条第1項の規定による届出をした者を除く。以下「支給対象者」という。）に対して給付金を支給する。

- (1) 令和2年3月分、4月分又は5月分の児童扶養手当の受給者（同年11月30日までに本市から法第6条の規定による認定を受けた者に限る。）
- (2) 基準日において、本市に住所を有している者

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が基準日後から第6条の規定による給付金の支給が行われる前までに死亡したときは、基準日における当該支給対象者に係る監護等児童（当該監護等児童が2人以上いる場合は、そのうちの最年長者とする。）に対して給付金を支給する。この場合においては、当該支給対象となる監護等児童（第5条第1項の規定による届出をした者を除く。）を支給対象者とみなす。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、支給対象者1人につき20,000円とする。

(受給拒否の手続等)

第5条 第3条第1項各号のいずれにも該当する者又は同条第2項前段の監護等児童であつて、給付金の支給を希望しないものは、市長が別に定める提出期限までに大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金不支給決定通知書により当該者に通知するものとする。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条第1項の提出期限を経過したときは、速やかに支給対象者への給付金の支給を決定し、大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金支給決定通知書により通知するとともに、給付金を支給する。

(支給方法)

第7条 給付金は、現有公簿等により本市が把握している支給対象者に係る児童扶養手当の振込先口座へ振り込むものとする。ただし、支給対象者が児童扶養手当の振込先口座を解約等している場合は、当該支給対象者が指定する口座に給付金を振り込むものとする。

2 前項ただし書の場合においては、当該支給対象者は、大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金口座登録等の届出書を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

(支給等に関する周知)

第8条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、第3条に規定する支給対象者の要件その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(届出等が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに正確な振込先口座の届出又は第7条第3項の規定による現金支給の申出が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、給付金の支給を受けた者が第3条に規定する支給対象者の要件に該当しない者

又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であることが判明したときは、大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金支給取消通知書兼返還請求書により当該者に対し、給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第12条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金受給拒否の届出書	第5条
第2号様式	大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金不支給決定通知書	第5条
第3号様式	大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金支給決定通知書	第6条
第4号様式	大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金口座登録等の届出書	第7条
第5号様式	大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金支給取消通知書兼 返還請求書	第10条